

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う「定款の施行に関する規則」  
及び「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

令和元年 12 月 11 日  
日本証券業協会

## 1. 改正の趣旨

金融商品取引法の一部改正を含む「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（本年 6 月 14 日公布、12 月 14 日施行）では、成年被後見人等を資格・職業・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化を図る措置が講じられている。

これに伴い、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令においても、金融商品取引業に係る登録申請者が法人である場合の役員等、主要株主並びに登録外務員における欠格事項について、個別審査規定の整備が行われることとなったことを踏まえ、会員又は特定業務会員の報告事項のうち上記の法令改正に係る事項並びに協会の外務員登録事項の変更について、当該改正に対応するため、「定款の施行に関する規則」及び「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部を改正することとする。

## 2. 改正の骨子

### (1) 「定款の施行に関する規則」の一部改正について

- ①会員又は特定業務会員の報告を要する場合として、役員又は重要な使用人が登録拒否要件とされている欠格事項に該当することとなった事実を知ったときを定める規定において引用している法令の条文を見直す。

(第 6 条第 1 項第 37 号)

- ②会員又は特定業務会員の報告を要する場合として、主要株主が登録拒否要件とされている欠格事項に該当することとなった事実を知ったときを定める規定において引用している法令の条文を見直す。

(第 6 条第 1 項第 38 号)

- ③その他所要の改正を行う。

### (2) 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

本協会に外務員の登録事項の変更等を届け出なければならない場合を定める規定において、引用している法令の条文を見直す。

(第 10 条第 1 項第 2 号)

### 3. 施行の時期

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであることから、パブリックコメント手続は実施しない。

○ 「定款の施行に関する規則」の一部改正に関するお問合せ先：

管理本部総務部（TEL:03-6665-6800）

○ 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正に関するお問合せ先：

規律本部資格管理部（TEL:03-6665-6779）

以 上

定款の施行に関する規則の一部改正について

令和元年 12 月 11 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第 6 条 定款第18条に規定する会員の報告又は定款第30条で準用する同第18条に規定する特定業務会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>1 ～ ( 現行どおり )</p> <p>36</p> <p>37 役員又は重要な使用人が<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第2号イ又はロ</u>に該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>38 主要株主が<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第11号ハ(1)から(4)のいずれか</u>に該当することとなった事実を知ったとき(外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が<u>金商法第29条の4第1項第5号</u>への確認が行われていない者に該当することとなった事実を知ったとき)。</p> <p>39 ( 現行どおり )</p> <p>40 金商法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき(当該検査において<u>検査終了通知書上</u>の指摘がある場合の当該指摘内容を含む)。</p> <p>41 ～ ( 現行どおり )</p> <p>46</p> <p>2 定款第33条で準用する同第18条に規定する特別会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 6 条 定款第18条に規定する会員の報告又は定款第30条で準用する同第18条に規定する特定業務会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>1 ～ ( 省 略 )</p> <p>36</p> <p>37 役員又は重要な使用人が<u>金商法第29条の4第1項第2号イ</u>からりまでの<u>い</u>ずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>38 主要株主が<u>金商法第29条の4第1項第5号ニ又はホ</u>に該当することとなった事実を知ったとき(外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が<u>同号</u>へに該当することとなった事実を知ったとき)。</p> <p>39 ( 省 略 )</p> <p>40 金商法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき(当該検査において<u>検査結果通知書上</u>の指摘がある場合の当該指摘内容を含む)。</p> <p>41 ～ ( 省 略 )</p> <p>46</p> <p>2 定款第33条で準用する同第18条に規定する特別会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p>

新	旧
<p>1 ～ ( 現行どおり ) 24</p> <p>25 金商法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき（当該検査において<u>検査終了通知書</u>上の指摘がある場合の当該指摘内容を含む。）。</p> <p>26 ～ ( 現行どおり ) 28</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和元年 12 月 14 日から施行する。</p>	<p>1 ～ ( 省 略 ) 24</p> <p>25 金商法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき（当該検査において<u>検査結果通知書</u>上の指摘がある場合の当該指摘内容を含む。）。</p> <p>26 ～ ( 省 略 ) 28</p>

以 上

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

令和元年 12 月 11 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録事項の変更等届出)</p> <p>第 10 条 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、第 7 条第 3 項に規定する方法により、その旨を本協会に届け出なければならない。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 <u>金商法第64条の4第2号又は第3号</u>の規定に該当することとなったとき。</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和元年12月14日から施行する。</p>	<p>(登録事項の変更等届出)</p> <p>第 10 条 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、第 7 条第 3 項に規定する方法により、その旨を本協会に届け出なければならない。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 <u>金商法第29条の4第1項第2号イか</u><u>ら</u><u>り</u>の規定に該当することとなったとき。</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p>

以 上